

職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第17号

職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員、<u>職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員</u>又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年岩手県条例第40号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員)のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)第21条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第16条第3項(勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。)又は職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第4条の規定に</p>	<p>第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)第21条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。)第16条第3項(勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。)<u>、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第4条又は職員の</u></p>

<p>より給与が減額される時間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与が減額される場合をいう。）、病気休暇、介護休暇及び介護時間（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇、介護休暇及び介護時間をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）、配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）並びに修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。）の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p><u>高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）第5条</u>の規定により給与が減額される時間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与が減額される場合をいう。）、病気休暇、介護休暇及び介護時間（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇、介護休暇及び介護時間をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）、配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）<u>、修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。）並びに高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。）</u>の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)</p> <p>第3条 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査</p>	<p>第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査</p>

査手当」という。)を除く。)の支給を受ける職員が勤務時間等条例第9条の4第1項又は給与等条例第26条の9第1項に規定する超勤代休時間(以下「超勤代休時間」という。)、有給休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。)、退職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数(欠勤(給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。)、介護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇をいう。))及び修学部分休業(職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。))第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等(給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)を除く。)の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

(給与の減額)

第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項(勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 [略]

2 修学部分休業条例第4条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(11) [略]

3・4 [略]

査手当」という。)を除く。)の支給を受ける職員が勤務時間等条例第9条の4第1項又は給与等条例第26条の9第1項に規定する超勤代休時間(以下「超勤代休時間」という。)、有給休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。)、退職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数(欠勤(給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。))、介護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇をいう。))修学部分休業(職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。))第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。))及び高齢者部分休業(職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年岩手県条例第40号。以下「高齢者部分休業条例」という。))第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。))により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等(給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。)を除く。)の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

(給与の減額)

第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項(勤務時間等条例第16条の2第3項において準用する場合を含む。)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)第21条、修学部分休業条例第4条又は高齢者部分休業条例第5条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 [略]

2 修学部分休業条例第4条及び高齢者部分休業条例第5条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(11) [略]

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年岩手県条例第40号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員(以下「高齢者部分休業職員」という。)</u>として勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 高齢者部分休業職員として勤務しなかった期間</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当に関する規則の読替え)</p> <p>第23条の2 条例第25条第2項の規定により給与条例等適用職員の例による場合における通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の規定の適用については、同規則第7条の3中「給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均」とあるのは「平均」と、「10回」とあるのは「4回を超え10回」と、「職員にあっては、」とあるのは「職員にあっては」と、「減じた額」とあるのは「減じた額、平均1箇月当たりの通勤所要回数が5回に満たない職員にあってはその額から、その額に100分の75を乗じて得た額を減じた額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(通勤手当に関する規則の読替え)</p> <p>第23条の2 条例第25条第2項の規定により給与条例等適用職員の例による場合における通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の規定の適用については、同規則第7条の3中「給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員、<u>職員の修学部分休業に関する条例(平成17年岩手県条例第20号)第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年岩手県条例第40号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けている職員</u>のうち、平均」とあるのは「平均」と、「10回」とあるのは「4回を超え10回」と、「職員にあっては、」とあるのは「職員にあっては」と、「減じた額」とあるのは「減じた額、平均1箇月当たりの通勤所要回数が5回に満たない職員にあってはその額から、その額に100分の75を乗じて得た額を減じた額」と読み替えるものとする。</p>

と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。